

牛ウイルス性下痢ウイルス（*N^{pro}* 及び *E^{rns}* 遺伝子欠損 1 型・2 型）生ワクチン（ボベラ）に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和 4 年 7 月 2 7 日～令和 4 年 8 月 2 5 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<ul style="list-style-type: none"> • わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換品については、中・長期的な影響はまだまだ判断できないはず。遺伝子組換品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべき。 • 日本ではすでに 500 種以上の遺伝子組換成分 [飼料用含む] が承認されており、この数字はダントツの世界一のレベルと思われるが、これ以上増やすのはやめていただき、いったんすべての遺伝子組換品の使用・流入を停止いただきたい。 • これだけ多くの遺伝子組換品を流通させているのに、健康影響を見るときは、いつも単品でしか見ていない。(残留農薬や添加物も含めた) 複合影響も確認すべき。複合影響を検証できないなら、検証できるまで認めるべきではない。 • 参照資料の半数が申請者作成という点も公正な評価の妨げになる。 	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第 11 条第 3 項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。本製剤については、食品安全委員会において、評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) や JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>評価に用いる資料に関しては、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いることとしており、評価に必要な情報が不十分であると判断された場合は、リスク管理機関に必要な資料を要求することとしています。また、資料は原則として GLP (Good Laboratory Practice) を遵守し、かつ、経済協力開発機構 (OECD) 又は動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際会議 (VICH) で定められた各種ガイドラインに準拠して実施された試験成績又は国際的に</p>

	<p>認知されている国内外の評価機関が作成した報告としています。</p> <p>動物用医薬品の承認に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>
--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。